

地域の

# ひライド

## はじめませんか？



### ひライドって？

枚方市共助版ライドシェア(道路運送法における許可又は登録を要しない運送)の通称で、自家用自動車を使った地域住民の互助による運送サービス。

こんな時に

空き時間で移動  
に困っている人を  
助けたいな



坂道が多くてバス停  
まで歩くのが大変



日々の移動の困りごとを地域の皆さんまで解決しませんか？

詳しくは、

枚方市 土木部土木政策課

市も積極的にサポート  
します。お気軽にお問  
い合わせください。



TEL 050-7102-6505

へお問い合わせを！

メールでのお問い合わせはこちら▶ [dseisaku@city.hirakata.osaka.jp](mailto:dseisaku@city.hirakata.osaka.jp)



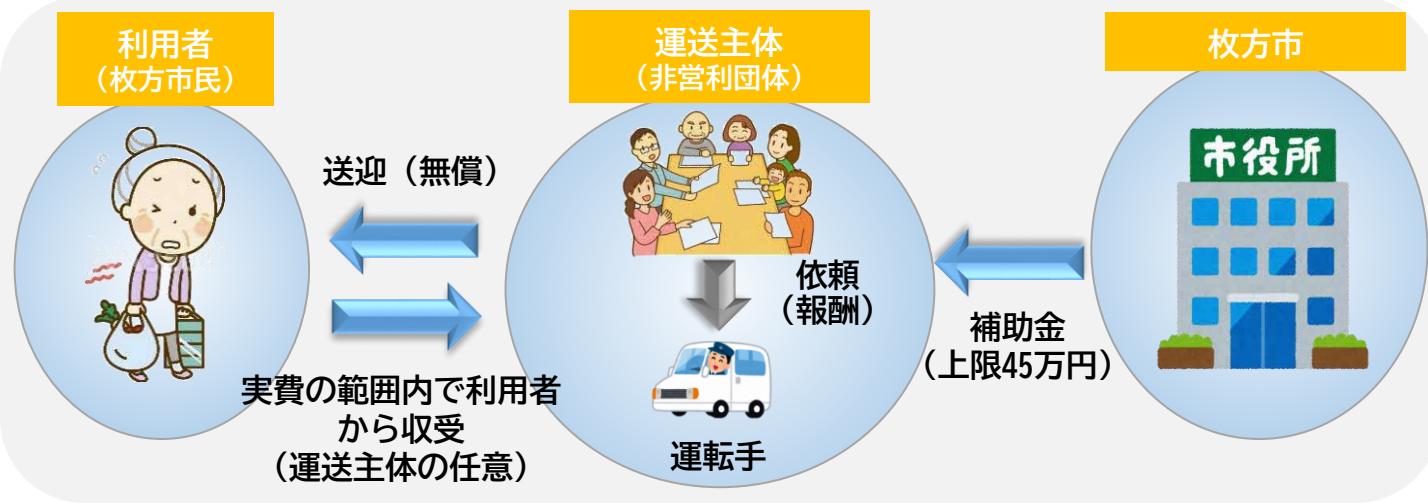
ひライドで地域を笑顔に

ひライドの運営や安全性向上  
などの費用を市が補助します。



詳細の要件は裏面のとおり

# 枚方市共助版ライドシェア補助金



## <補助対象団体>

本市で活動を行う非営利団体※1（自治会、特定非営利法人、校区コミュニティ協議会など）

## <補助対象行為>

本市の市民を対象とする共助版ライドシェア※2

## <補助対象経費・補助金の額>

補助対象経費	(1)車両維持管理費（実費）
	運送に要するガソリン等の燃料代
	共助版ライドシェアに適合した自動車保険に係る保険料※3
	目的地での駐車に要する駐車場代
	(2)運行費用
	運転手への報酬
	運転手の通信費
	(3)事務費
	事務作業員への報酬
	(4)予約調整費
	予約調整係への報酬
	予約調整係の通信費
	(5)その他の経費
	国土交通大臣の認定を受けた運転者講習会の受講に係る費用
	安全サポート費（ペダル踏み間違い時の事故防止機能を有した装置を購入し設置する費用）
	広報に関する印刷費（チラシ・ポスター・アンケート用紙の印刷代）
補助金の額（補助対象経費の最大9割※4）	
上限450,000円	

※1 概ね100世帯以上を対象に共助版ライドシェアを行う非営利団体とする。（複数団体の連合も可）

※2 バス路線や運行ダイヤとの重複を避けるなど、既存の公共交通の利用を阻害しない運送とする。

※3 運送情報（距離・時間・経路など）を自動収集する位置追跡装置費を含む

※4 利用者からの收受額が補助対象経費の1割を超える場合の補助金の額は、当該收受額を補助対象経費から差し引いた額とする。

## －共助版ライドシェアを行う場合の留意点－

- ・道路運送法上の規制の対象外であることから、以下について当事者が認識した上でサービスの提供及び利用が行われるよう明確に周知すること。
- (1)自動的に輸送の安全及び利用者の保護のための措置を行っている旨
- (2)事故が生じた際の責任の所在（運転手の責任範囲など）
- (3)自動車保険の補償内容
- ・自家用自動車は、原則として、有償で運送の用に供してはならず、例外的に行うためには、国土交通大臣の許可又は登録を受けるべきことが定められており、以下の場合は有償に該当すること。
- (1)運送を提供する者が運賃表を定めてそれに従って利用者が金銭を支払う場合
- (2)口頭・ジェスチャーにより利用者に強く謝礼を促す等、謝礼の名を借りて実質的には運賃を求める態様の場合。なお、燃料代等の実費を求めることは可能である。
- (3)ウェブサイト等により無償の運送サービスを仲介・紹介するサービスにおいて、謝礼の金額を入力しないとサービスが提供されなかったり、謝礼の有無・金額の多寡により、利用者を選別するなどの取扱いを行う場合。